

活用する規制改革

現状

家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない。

見直し後

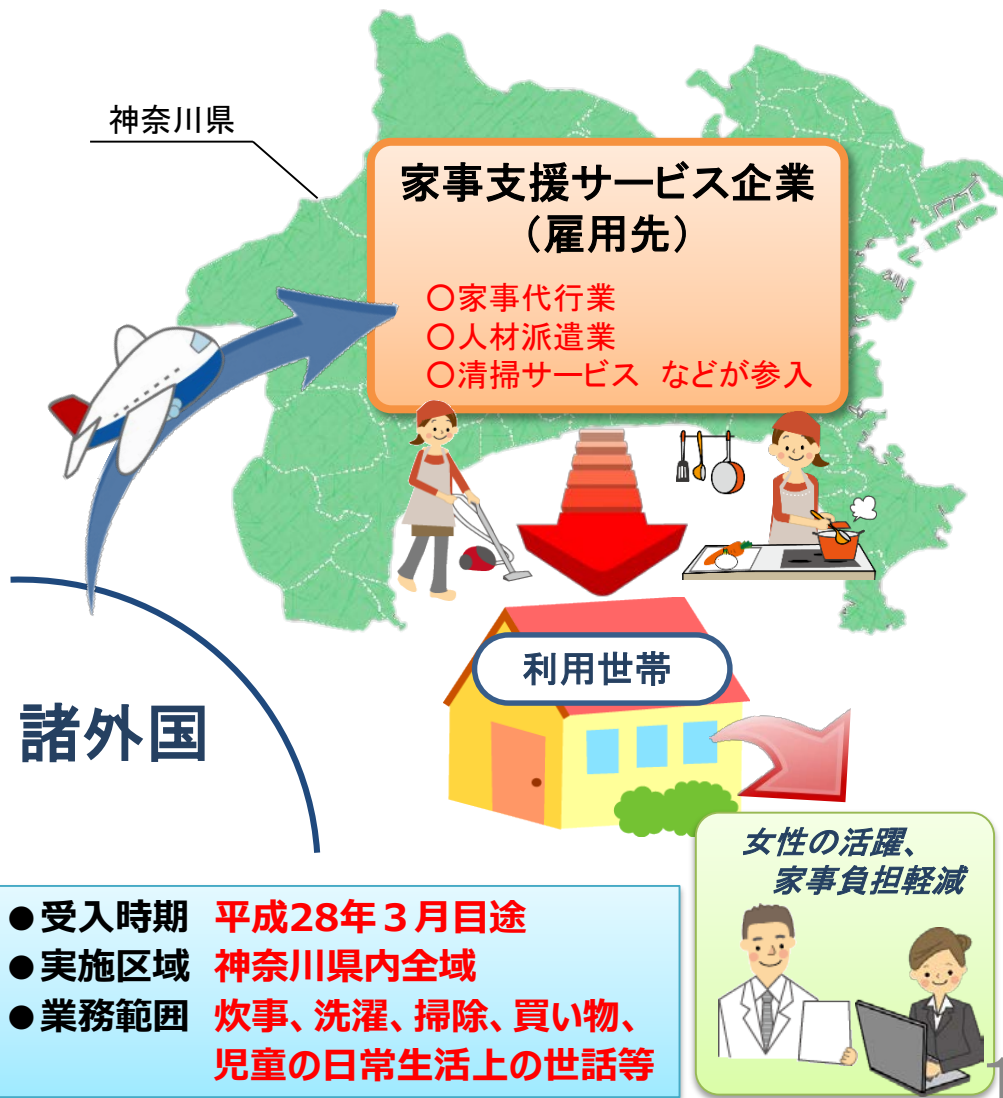
第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする。

※自治体と関係行政機関により構成する協議会

効果

女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応。

具体的事業



活用する規制改革

現状

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。

<適用による主な義務>

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など



見直し後

都道府県知事等の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外。



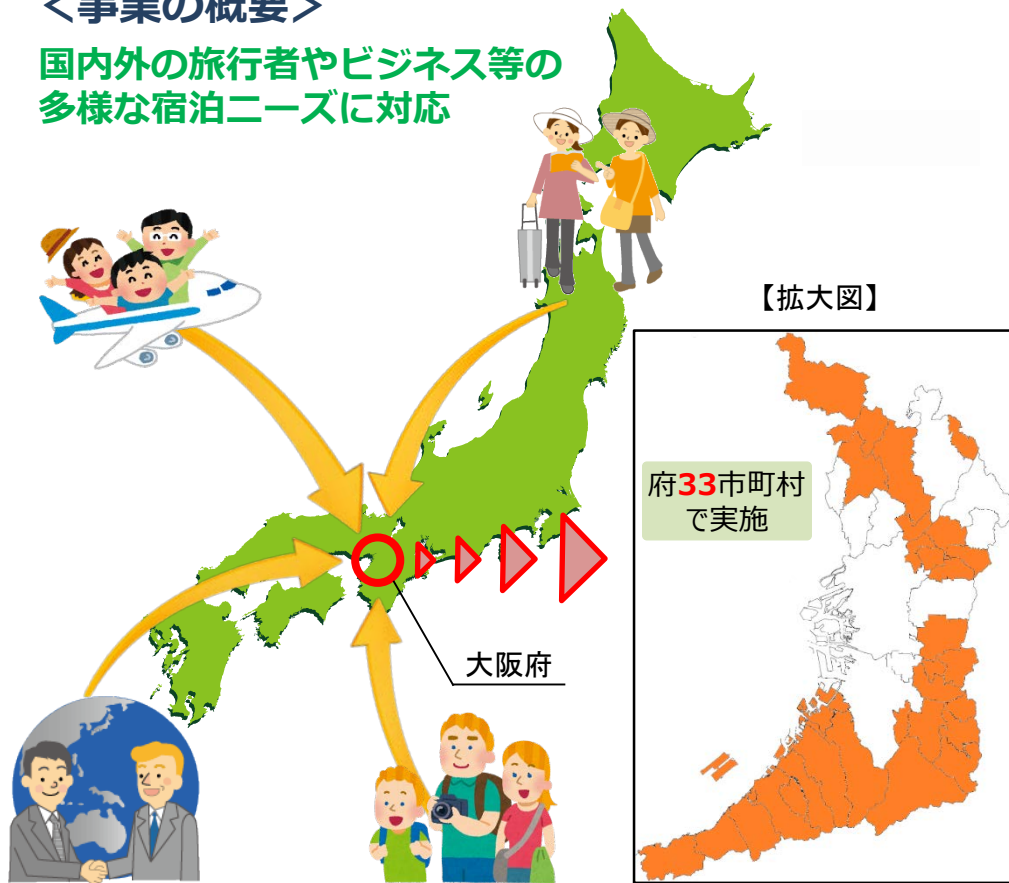
効果

観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設を提供。

具体的事業

<事業の概要>

国内外の旅行者やビジネス等の
多様な宿泊ニーズに対応



【拡大図】

府33市町村
で実施

大阪府

- 大阪府内**33市町村**で実施。
- 大阪府条例で定める滞在期間：**6泊7日以上**
(大阪市等の保健所設置市は、各市で条例を定めて実施)